

農畜産業機械等リース支援事業実施要綱

22生畜第2448号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年8月31日23生産第4223号
改正 平成24年4月6日23生畜産2811号
一部改正 平成25年5月16日24生産第3211号
一部改正 平成26年4月1日25生産第2955号
一部改正 平成27年4月9日26生産第3448号
一部改正 平成27年9月30日27生産第1823号
一部改正 平成28年4月1日27生産第2664号

第1 事業の目的

砂糖及びでん粉等は、国民の食生活に欠かすことのできない重要な食品であり、国民生活の安定のためには、国内産糖及びでん粉等の安定供給を図ることが重要である。これらの原料であるてん菜、ばれいしょ、かんしょ及びさとうきびは、北海道、南九州地域、沖縄県にとって、地域経済を支える重要な役割を果たす作物であるが、農業者の高齢化等が進んでおり、かつ、農業経営において資材価格等も負担となっていることから、その生産構造の改革が急務となっている。

また、茶及びいぐさは、中山間地をはじめとする地域の農業及び産業を支える重要な地域特産作物であるが、茶については、近年の消費減退による荒茶価格の低下、いぐさについては、安価な輸入品との競合による国産豊表の売上げ低下により、農家所得が減少により厳しい経営状態が続いている。

このため、農畜産業機械等リース支援事業のうち地域作物支援型（以下「地域作物支援リース事業」という。）については、本要綱により、てん菜、ばれいしょ、かんしょ、さとうきび、茶及びいぐさについて、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式によるハーベスタ、茶加工機械等の農業機械及び機材（以下「農業機械等」という。）の導入支援を行うことにより、効率的かつ持続的な生産体制の確立に資するものである。

第2 事業の構成

地域作物支援リース事業は、次に掲げるⅠからⅢまでの事業により構成されるものとする。

- Ⅰ さとうきび農業機械等リース支援事業
- Ⅱ 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業
- Ⅲ 茶、いぐさ農業機械等リース支援事業

第3 事業内容

地域作物支援リース事業は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定める農業機械等を導入する事業とする。

第4 事業実施主体

地域作物支援リース事業の事業実施主体は、生産局長又は政策統括官が別に定める農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）公募要領により応募した者の中から選定されるものとし、生産局長又は政策統括官が別に定める基準を満たす者とする。

第5 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 受益農家が3戸以上であること。
- 2 第2のⅠ及びⅡの事業については、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。
- 3 その他生産局長又は政策統括官が別に定める審査基準を満たしていること。

第6 事業実施期間

地域作物支援リース事業の事業実施期間は、平成25年度から平成30年度までとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長又は政策統括官が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して政策統括官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出のあった事業実施計画を審査し、承認を行うものとする。
- 3 生産局長又は政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で地域作物支援リース事業に関連して必要となる経費につ

いて、生産局長又は政策統括官が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長又は政策統括官が別に定めるところにより、地域作物支援リース事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第10 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、生産局長又は政策統括官が別に定めるところにより、地域作物支援リース事業の実施結果について自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第11 関係機関の情報共有等

- 1 地方農政局長は、地域作物支援リース事業の円滑な実施に資するため、生産局長又は政策統括官が別に定めるところにより、関係道県と当該事業に係る情報を共有するものとする。
- 2 地方農政局長は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、生産局長又は政策統括官に対し、速やかに情報を共有することとし、生産局長、政策統括官及び地方農政局長は、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第12 委任

地域作物支援リース事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長又は政策統括官が別に定めるところによる。

附則 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

- 附則
- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の農畜産業機械等リース支援事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。